

退所者給与金受給者の皆様へ大切なお知らせです

～特定配偶者等支援金制度が始まります～

- 平成 27 年 10 月より特定配偶者等支援金制度が始まります。
- これは、退所者給与金受給者の方の御遺族の生活の安定を図ることを目的として、退所者給与金受給者の方がお亡くなりになられた後、その配偶者又は御両親に対して月額 12 万 8 千円を支給するものです。
- 支援金の支給の対象となるのは、退所者給与金受給者の配偶者又は御両親のうち、退所者給与金の扶養加算の対象として、あらかじめ届出が行われていた方々です。
- 対象となる方々に適切に制度を利用いただくため、退所者給与金受給者の皆様におかれては以下の点に御注意ください。

① 退所者給与金の請求書及び現況届について

- ・ 扶養している配偶者又は御両親がいらっしゃる場合は、扶養加算を申請してください。
- ・ その際、退所者給与金の請求書及び現況届には、扶養している配偶者又は御両親の全てを届け出てください。

② 配偶者又は御両親への制度の周知について

- ・ 配偶者又は御両親へ、事前に支援金制度のことをお伝えいただくと、配偶者又は御両親が支援金の支給を申請する際に、手続きがスムーズになります。

【お問い合わせ先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館 7 階

厚生労働省 健康局 疾病対策課 ハンセン病係

電話：03 (5253) 1111 (内線 2369)

F A X：03 (3593) 6223